

報告第 7 号

処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和４年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和４年度貝塚市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９，５６９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，６６８，８８８千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和５年３月31日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17. 寄附金		730, 194	510	730, 704
	1. 寄附金	730, 194	510	730, 704
18. 繰入金		2, 113, 127	27, 773	2, 140, 900
	1. 基金繰入金	2, 085, 455	27, 773	2, 113, 228
22. 自動車取得税交付金		0	1, 286	1, 286
	1. 自動車取得税交付金	0	1, 286	1, 286
歳 入 合 計		40, 639, 319	29, 569	40, 668, 888

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,878,428	29,059	5,907,487
	1. 総務管理費	5,115,738	29,059	5,144,797
3. 民生費		18,638,117	510	18,638,627
	1. 社会福祉費	7,795,866	510	7,796,376
歳	出	合	計	
		40,639,319	29,569	40,668,888